

(「都市計画法に基づく開発許可の規制に関する細則」第8条の3)

建築制限解除承認申請の手引

(解除承認の基準は「神奈川県開発許可事務処理要項」第40に記載)

・当該承認の必要性については、当該申請前に予め担当者に相談して下さい。

(相談時には、必要とする理由・時期を具体的に整理しておき説明して下さい。)

開発行為に関する工事と並行して建築工事を行わないと、建築工事により公共施設又はその他の施設等が著しく損傷する恐れがある場合などが解除申請(原則、専用住宅を除く)の理由となります。

・3部(正本1、副本2)作成し、関係市町村を経由のうえ提出して下さい、申請手数料は不要です。

・当該申請書の作成に当たっては裏面の「申請図書作成上の留意点」も参照して下さい。

(各項目に記載されている㊸a～mは裏面に記載してあります。)

次の図書(①～⑩)を添付して下さい。

- | | | チェック欄 |
|--|--------------------|----------------------------|
| ①建築制限解除承認申請書(第7号様式の4) | .a、.b、.c、.d、
.e | ① <input type="checkbox"/> |
| ②概要説明書(第7号様式の5) | .f、.g、.h、.i
.j | ② <input type="checkbox"/> |
| ③誓約書 | .k | ③ <input type="checkbox"/> |
| 建築物は開発行為に関する工事完了公告があるまでは使用しない旨の誓約になります。 | | |
| ④委任状 | | ④ <input type="checkbox"/> |
| 当該申請に係る手続を代理者等に委任する場合に添付して下さい。 | | |
| ⑤工程表 | .l | ⑤ <input type="checkbox"/> |
| 1. 開発行為に関する工事と2. 建築工事及び3. 申請等手続関係を分けて表示を明示して下さい。
(当然、解除申請理由と整合していることが必要です。) | | |
| ⑥土地利用計画図 | | ⑥ <input type="checkbox"/> |
| 凡例を記入のうえ、当該申請に係る建築物の位置を明示し、開発区域(赤)及び建築制限解除承認申請区域を枠取(緑色等で)して下さい。 | | |
| ⑦案内図 | | ⑦ <input type="checkbox"/> |
| 開発許可の開発区域区域図及び位置図を利用して下さい。 | | |
| ⑧配置図 | | ⑧ <input type="checkbox"/> |
| (⑥の土地利用計画図と同じ場合は添付を省略)
建築基準法の確認申請と同じもの又は同じ内容のものを添付して下さい。 | | |
| ⑨建築物平面図 | .m | ⑨ <input type="checkbox"/> |
| 建築基準法の確認申請と同じもの又は同じ内容のものを添付して下さい。 | | |
| ⑩工事状況写真 | | ⑩ <input type="checkbox"/> |
| 開発許可済の標識、完了した工事の部分及び仮囲いの設置状況等の写真を添付して下さい。(正本に一部) | | |

・承認後の建築基準法の建築確認申請の正本・副本には、建築制限解除承認を受けていることを証する図書として次のものを原則添付して下さい。(工事完了公告前に限定)

正本：1 承認書(表紙)の写 2 当該申請書(表紙 ①)の写 3 概要説明書(②)の写

副本：交付された制限解除承認書の原本又は正本への添付書面と同じもの

・申請図書作成上の留意点(裏面に記載)

(H25.6 訂正 厚土)

申請図書作成上の留意点

(㊦ a～m)

- a ①の申請書の申請者は「開発許可を受けた者」で、申請先（承認権者）の名称は「神奈川県厚木土木事務所長」です。
- b ①の申請書の5「工事完了予定年月日」は開発に関するもので、又、②の概要説明書の「使用開始予定年月日」は建築物に関するものです。①の工事完了予定年月日は②の使用開始予定年月日より通常約1ヶ月程度は早い必要があります。（完了検査、完了公告等の手続関係上、また、予定となる日付は「完了公告後」等とはせず、具体的な年月日を記入して下さい）
- c ①の申請書の8「申請区域の名称」は3と同じ場合は“3と同じ”と記入して下さい。
- d ①の申請書の9「申請区域面積」は解除申請する建築敷地（確認申請での敷地面積と同じで、複数区画ではその合計）面積になります。
- e ①の申請書の9の右側の「建築物の棟数・戸数」の欄は、住戸のある場合以外は棟数のみ記入して下さい。
- f ②の概要説明書の「建築主」は、その他（自己用以外）では、開発許可を受けた者と異なる場合があっても原則構いません。
- g ②の概要説明書の「主要用途」は、開発許可書と同一の予定建築物の用途（複数の場合はそれぞれ）を記入して下さい。
- h ②の概要説明書の「敷地面積」は建築基準法の確認申請時のものと同じ数値になります。（建築物の用途が可分の場合は、備考欄に記載があるように区画ごと（敷地ごと）に用紙が必要になりますので注意して下さい。）
- i ②の概要説明書の上段の「建築面積」「延べ面積」は、建築物の棟数が複数ある場合は下段棟別概要数値のそれぞれの合計になります。
- j ②の概要説明書の「棟番号」は、棟数が複数の場合は必ず棟番号を記入し、当該番号は添付の⑥土地利用計画図、⑧配置図、⑨建築物平面図にも表示し、必ず統一表記して下さい。
- k ③の誓約書のあて先は承認権者（aの申請先と同じ）で、又、日付けも記入して下さい。
- l ⑤の工程表は一枚の用紙に、1. 開発に関する工事、2. 建築工事、3. 申請等手続を区分して表現し、申請理由等と不整合が生じないように留意して下さい。
- m ⑨の建築物平面図は同一区画に予定建築物が別棟で複数ある場合はそれぞれのものがが必要です。

(参考)

前頁にも記入してありますが、原則、開発許可を受けた区域内で建築基準法による確認申請をする場合は、工事完了公告前は建築制限解除承認書の添付、又、工事完了公告後は通常開発の検査済証の写の添付をお願いします。

(H21.9 訂正 厚土)